

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2025 年 8 月 15 日
【発行者名】	株式会社パリミキアセットマネジメント
【代表者の役職氏名】	代表取締役 磯野 昌彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座二丁目8番4号 泰明ビル2階
【事務連絡者氏名】	渡辺 友子
【電話番号】	03-6682-2868
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	パリミキ・ファミリーオフィス・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

「パリミキ・ファミリーオフィス・ファンド」（以下「当ファンド」又は「ファンド」ということがあります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当ファンドは、分配金再投資専用ファンドです。

当初元本は１口当たり１円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当ファンドの委託者である株式会社パリミキアセットマネジメント（以下「委託会社」又は「当社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

基準価額*は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。また、当ファンドの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

＜基準価額の照会先＞

株式会社パリミキアセットマネジメント	
電話番号	(本社) 03-6682-2868
営業時間	午前9時～午後5時
定休日	土曜日、日曜日、祝日並びに年末年始
ホームページ	https://pmam.co.jp/

*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権口数で除して得た額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

（５）【申込手数料】

申込金額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率*を乗じて得た額とします。

購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

*当該手数料率は、販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

販売会社が個別に定める申込単位とします。販売会社によってこととなりますので、詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

※収益分配金を再投資する場合は1円単位とします。

（７）【申込期間】

2025 年 9 月 2 日から2026 年 5 月 20 日までです。

但し、申込受付は、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込期間中、販売会社にて申し込みを取扱います。販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<照会先>

株式会社パリミキアセットマネジメント	
電話番号	(本社) 03-6682-2868
営業時間	午前9時～午後5時
定休日	土曜日、日曜日、祝日並びに年末年始
ホームページ	https://pmam.co.jp/

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額に手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込受付日の申込金額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を通して、当ファンドの受託者である三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込を行った販売会社にて払込みの取扱いを行います。

販売会社に関しては、上記（８）「申込取扱場所」照会先までお問い合わせください。

販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

（１２）【その他】

①申込の方法

イ．当ファンドの受益権の取得申込は、前述の（８）「申込取扱場所」において、申込期間中の毎営業日に受付けます。取得申込の受付は、原則として、午後3時30分までとします。受付時間を過ぎてからの申込は翌営業日の取扱とします。

買付数で生ずる1口未満の端数の取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

ロ．受益権の取得申込者は、販売会社との間で「総合取引約款」による「総合取引契約」を締結します。

ハ．金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で受益権の購入申込及び換金申込の受付を中止すること、及びすでに受付けた購入申込及び換金申込を取り消すことがあります。

②申込証拠金

該当事項はありません。取得申込金には、利息はつきません。

③日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

④振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。当ファンドの収益分配金、一部解約金、償還金は、社振法及び上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（以下「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

＜ファンドの目的＞

当ファンドは、日本の皆様に本当に長期で安心して投資できる機会を提供することで、一人でも多くの皆様がお金から自由になり、本来のあるべき人生を歩んでいただくお手伝いをすることを目的としています。

＜ファンドの基本的性格＞

一般社団法人投資信託協会による商品分類、及び属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類の定義（表の網掛けの部分）

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内 外	目論見書又は信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株 式	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回	日 本		
	年4回	北 米	ファミリーファンド	あり (適時ヘッジ)
	年6回 (隔月)	欧 州		
	年12回 (毎月)	アジア		
不動産投信		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他	アフリカ		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東（中東）		
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分の定義（表の網掛け部分）

その他資産 (投資信託証券（株式一般）)	投資信託証券を通じて、主として、株式に投資するものをいいます。
年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル（日本含む）	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジあり (適時ヘッジ)	目論見書又は信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替ヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

※商品分類・属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

◆ファンドの目的・特色◆

当ファンドは、ファミリーファンド方式（※）により、マザーファンドを通じて運用を行います。

ファンドの目的

当ファンドは、日本の皆様に本当に長期で安心して投資できる機会を提供することで、一人でも多くの皆様がお金から自由になり、本来のあるべき人生を歩んでいただくお手伝いをすることを目的としています。

ファンドの特色

「自分たちが本当に良いと思うものをお客様にも提供したい」との思いから、当社のグループ企業やその社員などが『あいのり投資』の精神に基づき、当社ファンドへ投資していることが、日本で販売されている他のファンドとの最大の違いであり、ファンドの良さを表している特徴の一つです。その他、以下のような特徴があります。

1 「長期投資」

長期に安定したパフォーマンスを確保するため、株式に限らず、債券、商品、不動産、金に投資するファンドなど、マザーファンドを通じてあらゆる資産に投資する事が可能で、市場の環境変化に対応できる設計になっています。

2 「分散投資」

マザーファンドを通じて、複数のファンドに分散投資することで、リスクの軽減が図れるだけでなく、その時の市場のサイクルに最も適合したアセットアロケーションを実現しながら、最適なパフォーマンスを目指します。

3 「厳選したファンド」

スイスの兄弟会社と密に情報共有を行いながら、優秀なファンドを世界から厳選すると同時に、常に最も「旬」なファンドを組み込む努力を行っています。また組入れにあたっては、国内外のETF（上場投資信託証券及び上場投資証券）に投資する場合があります。

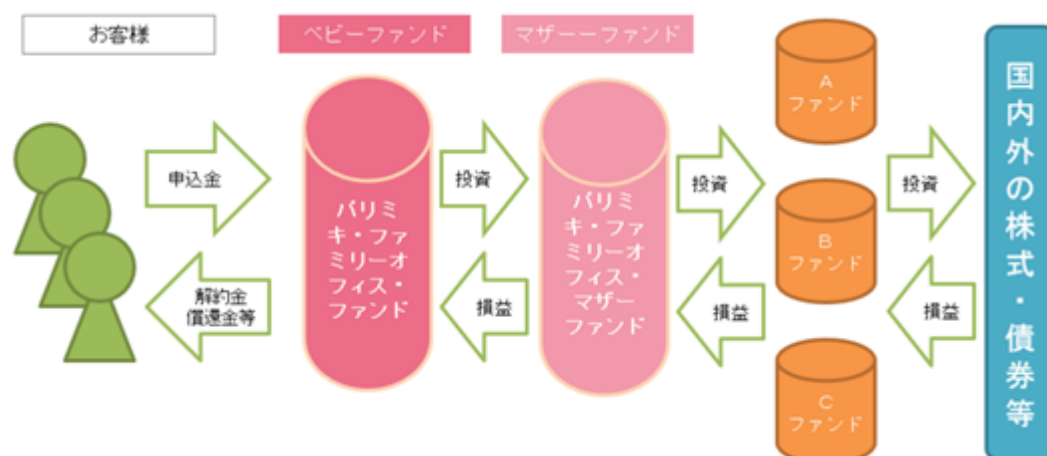
資金動向及び市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※ファミリーファンド方式とは

複数の投資信託の資金をまとめて、「マザーファンド(親投資信託)」と呼ばれる投資信託に投資し、マザーファンドが株・債券及びファンドなどの資産に投資する運用方式のことです。

一般の投資家は「ベビーファンド」と呼ばれるファンドを購入し、ベビーファンドがマザーファンドに対して投資を行います。

<イメージ図>



<信託金限度額>

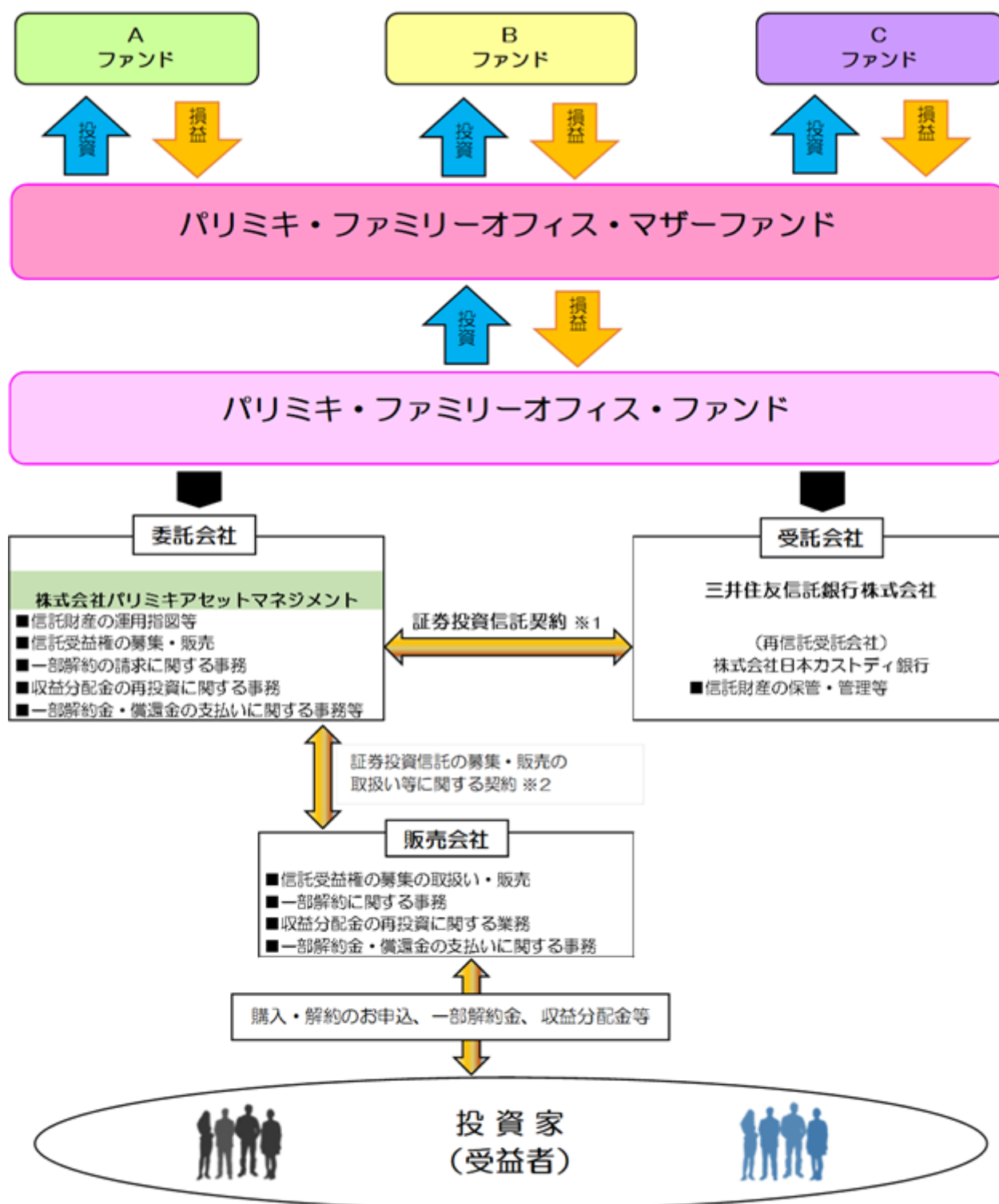
信託金の限度額は、5,000億円です。但し、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2025年9月2日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 受託会社との契約：ファンドの運用方針、信託報酬の総額等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

※2 販売会社との契約：委託会社が販売会社に委託するファンドの募集の取扱い・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、及びこれらに関する手続き等について規定しています。

<事業内容>

<委託会社> 株式会社パリミキア セットマネジメント	ファンドの設定、信託財産の運用指図、信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、目論見書及び運用報告書の作成、信託財産の計算（基準価額の計算）、信託財産に関する帳簿書類の作成等を行います。
<受託会社> 三井住友信託銀行 株式会社 （再信託受託会社） 株式会社日本カスト ディ銀行	委託会社との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算等の業務などを行い、分配金、解約金及び償還金の委託会社への交付を行います。なお、株式会社日本カストディ銀行に信託事務の一部を再信託いたします。
<販売会社> Jトラストグローバル 証券株式会社 ※2025年9月2日より取扱い開始予定です。	受益権の募集及び販売の取扱いを行い、目論見書の交付、運用報告書の交付、分配金・一部解約・償還金の支払いに関する事務を行います。また、口座管理機関として、受益権の帰属を明らかにするために口座管理簿への記載・記録業務を行います。

<関係法人との契約の概要>

委託会社と受託会社との契約 「証券投資信託契約」	運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。なお、この信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届けられた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約」	受益権の募集・販売・解約に関する事務、一部解約・収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等が定められています。

②委託会社の概況

委託会社名：株式会社パリミキアセットマネジメント

所在地：（本社）東京都中央区銀座二丁目8番4号 泰明ビル2階

a. 資本の額（2025 年 7 月末日現在）

資本金	100,000千円
発行可能株式総数	500,000株(甲種類) 320,000株(乙種類)
発行済株式の総数	274,918株(甲種類) 151,722株(乙種類)

b. 会社の沿革

2006年 3月28日	「浪花おふくろ投信株式会社」設立（資本金50,000千円）
2006年 9月 8日	増資 70,000千円（資本金120,000千円）
2008年 1月24日	金融商品取引業者＜近畿財務局長（金商）第242号＞
2008年12月12日	増資 30,000千円（資本金150,000千円）
2009年 7月17日	増資 35,000千円（資本金185,000千円）
2010年 4月 1日	楽知ん投信株式会社、かいたく投信株式会社と合併。 浪花おふくろ投信株式会社を存続会社として「クロー バー・アセットマネジメント株式会社」に商号変更（資本 金185百万円）。
2010年 7月30日	増資 25,000千円（資本金210,000千円）
2011年 7月 4日	増資 25,000千円（資本金235,000千円）
2012年 7月 4日	増資 15,000千円（資本金250,000千円）
2013年 2月 8日	増資 30,000千円（資本金280,000千円）
2013年 7月 1日	本社移転（大阪府大阪市から東京都千代田区）
2013年 8月27日	金融商品取引業者＜関東財務局長（金商）第2727号＞
2014年 5月 6日	本社移転（東京都千代田区から東京都中央区）
2016年 3月28日	増資 6,500千円（資本金286,500千円）
2017年 2月24日	増資 5,000千円（資本金291,500千円）
2018年 7月25日	減資 191,500千円（資本金100,000千円）
2023年10月 1日	株式会社パリミキアセットマネジメントに商号変更
2024年 2月13日	本社移転（東京都東京都中央区京橋から東京都中央区銀 座）
2024年 7月 1日	株式会社パリミキホールディングスによる完全子会社化

c. 大株主の状況（2025 年 7 月末日現在）

発行済株式の総数(a) 及び資本金	甲種類株式：274,918株(a) 乙種類株式：151,722株*1 合計：426,640株 資本金：100,000千円		
氏名、商号又は名称	住所	所有株式数 (b)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合*2 (b/a)
株式会社パリミキ ホールディングス	東京都 中央区	274,918株	100.0%

*1 乙種類株式は議決権を有しません。

*2 甲種類株式を対象に記載しております。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

A.基本方針

当ファンドは、パリミキ・ファミリーオフィス・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）を通じて、信託財産の長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

B.投資態度

- ① 主として、親投資信託の受益証券への投資を通じて、信託財産の長期的な成長を目指します。
- ② 親投資信託の受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ③ 親投資信託の運用にあたっては、以下の方針を基本とします。
 - a. 主として、別に定める国内外の投資信託証券に投資し、信託財産の長期的な成長を目指します。
 - b. 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持しますが、景気動向や市況動向を勘案して低位になることがあります。また、投資信託証券の銘柄の入替えを行うことがあります。
- ④ 市況動向や当ファンドの資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（2）【投資対象】

親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ.有価証券

ロ.金銭債権

ハ.約束手形

- b.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

② 有価証券及び金融商品運用の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として株式会社パリミキアセットマネジメントを委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) コマーシャル・ペーパー及び短期社債等

- 2) 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1) の証券又は証書の性質を有するもの

- 3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）

なお、上記3) の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

4) 受益証券発行信託の受益証券

- 5) 親投資信託の組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - 6) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。
- ③ 投資の対象とする金融商品
- 委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記③ 1)から
- 4) までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ その他の投資対象
- 信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(参考) 親投資信託の概要

信託約款第16条の規定に基づき委託者の定める方針は以下のとおりとします。

(1) 投資方針

A. 基本方針

この投資信託は、別に定める国内外の投資信託証券への投資を通じて、信託財産の長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

B. 投資態度

- ① 主として、別に定める国内外の投資信託証券に投資し、信託財産の長期的な成長を目指します。
- ② 投資信託証券の組入れ比率は、原則として高位を維持しますが、景気動向や市況動向を勘案して低位になることがあります。また、投資信託証券の銘柄の入替えを行うことがあります。
- ③ 市況動向や当ファンドの資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 投資対象

主として以下に示す国内外の投資信託証券を主要投資対象とします。

- ・SBI小型成長株ファンド ジェイクル（適格機関投資家専用）
- ・SBI中小型成長株ファンド ネクストジャパン（適格機関投資家専用）
- ・SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（適格機関投資家専用）
- ・コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定）
- ・コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95（適格機関投資家限定）
- ・ピクテ・ゴールド 為替ヘッジ付き（スイス籍オープンエンド型投資信託）
- ・コムジェスト世界株式ファンド（適格機関投資家限定）
- ・エピックUCITS ーネクスト・ジェネレーション・グローバル・ボンド・ファンドUI（ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託）

- ・ストーンヘイジ・フレミング グローバル・ベスト・アイディア・エクイティ・ファンド（アイルランド籍オープンエンド型投資信託）

- ・モーラント・ライト・フジ・イールド・ファンド（アイルランド籍オープンエンド型投資信託）
- ・2Xideas UCITS-グローバル・ミッドキャップ・ライブラリー・ファンド（ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託）
- ・コンウェーブ・トランジション・メタル・ファンド（ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託）
- ・トリゴン・ニュー・ヨーロッパ・ファンド クラスD（ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託）
- ・メモノン・ファンドーメモノン・ヨーロッパ・ファンド（ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託）
- ・シンプレクス中計ファンド（ロング）（適格機関投資家専用）
- ・ニッポン・グロース（UCITS）ファンド（アイルランド籍オープンエンド型投資信託）
- ・ルーメン・ベトナム・ファンド（リヒテンシュタイン籍オープンエンド型投資信託）
- ・チカラ・インディアン・サブコンティネント・ファンド（アイルランド籍オープンエンド型投資信託）
- ・コンウェーブ・ゴールド・エクイティ・ファンド（ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託）
- ・トリゴン・ニュー・ヨーロッパ・ファンド クラスC（ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託）

この他、国内外のETF（上場投資信託証券及び上場投資証券）に投資する場合があります。

＊上場投資信託証券及び上場投資証券については、信託財産の効率的な運用に資するため記載していません。

＊上記は、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。また、ここに記載した指定投資信託証券は、本書届出日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

＊指定投資信託証券の中には、直接市場に投資するものも、ファミリーファンド方式でマザーファンドを通じて投資するものもあります。

＊指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家専用）、（適格機関投資家専用）または（適格機関投資家限定）」の部分省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

＊指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。本書届出日現在の指定投資信託証券です。

＊当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定しません。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。
- ③ 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。
- ⑤ デリバティブの直接利用は行いません。なお、投資対象とする投資信託証券を通じたデリバティブ取引及び外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- ⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

<指定投資信託証券の概要>

種類・項目	SBI小型成長株ファンド ジェイクル（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	
基本方針	ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）上場株式のうち中小型株を主な投資対象とする、小型成長株・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。
投資態度	① 主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。 ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ③ 但し、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。 ④ マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。
投資制限	① マザーファンド受益証券への投資割合に制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。 ③ 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤ 同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。 ⑧ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
収益分配時期及び方法	毎決算期に、配当等収益とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額との合計額から諸経費等を控除した金額の範囲とし、収益分配方針に基づいて分配します。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率1.166%（税抜：1.06%） （委託会社1.10%、販売会社0.011%、受託会社0.055%） （税抜：委託会社1.0%、販売会社0.01%、受託会社0.05%） ※委託会社の報酬には、投資顧問（助言）会社への支払報酬を含みます。
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません
その他の費用	信託財産に係る租税、信託事務の処理に要する諸費用等は、信託財産中から支弁します。
その他	
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号 一般社団法人 投資信託協会加入／一般社団法人 日本投資顧問業協会加入

受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第33号
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年12月22日（休業日の場合は翌営業日）

<指定投資信託証券の概要>

種類・項目	SBI中小型成長株ファンド ネクストジャパン（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	
基本方針	ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）上場株式のうち中小型株を主な投資対象とする、小型成長株・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。
投資態度	① 主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。 ② マザーファンド受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。 ③ 但し、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。 ④ マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。
投資制限	① マザーファンド受益証券への投資割合に制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。 ③ 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤ 同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。 ⑧ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
収益分配時期及び方法	毎決算期に、配当等収益とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額との合計額から諸経費等を控除した金額の範囲とし、収益分配方針に基づいて分配します。
ファンドに係る費用	

信託報酬	純資産総額に対して年率1.166%（税抜：1.06%） （委託会社1.10%、販売会社0.011%、受託会社0.055%） （税抜：委託会社1.0%、販売会社0.01%、受託会社0.05%） ※委託会社の報酬には、投資顧問（助言）会社への支払報酬を含みます。
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません
その他の費用	信託財産に係る租税、信託事務の処理に要する諸費用等は、信託財産中から支弁します。
その他	
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号 一般社団法人 投資信託協会加入／一般社団法人 日本投資顧問業協会加入
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第649号
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年1月22日（休業日の場合は翌営業日）

＜指定投資信託証券の概要＞

種類・項目	SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	

基本方針	ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）上場株式のうち中小型株を主な投資対象とする、小型成長株・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。
投資態度	① 主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。 ② マザーファンド受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。 ③ 但し、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。 ④ マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。
投資制限	① マザーファンドへの投資割合に制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。 ③ 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤ 同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。 ⑧ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
収益分配時期及び方法	毎決算期に、配当等収益とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額との合計額から諸経費等を控除した金額の範囲とし、収益分配方針に基づいて分配します。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率1.166%（税抜：1.06%） （委託会社1.10%、販売会社0.011%、受託会社0.055%） （税抜：委託会社1.0%、販売会社0.01%、受託会社0.05%） ※委託会社の報酬には、投資顧問（助言）会社への支払報酬を含みます。
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません
その他の費用	信託財産に係る租税、信託事務の処理に要する諸費用等は、信託財産中から支弁します。
その他	

委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号 一般社団法人 投資信託協会加入／一般社団法人 日本投資顧問業協会加入
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第33号
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年7月22日（休業日の場合は翌営業日）

<指定投資信託証券の概要>

種類・項目		コムジスト・ヨーロッパ・ファンド90 (適格機関投資家限定)
運用の基本方針		
基本方針		①コムジスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。 ②親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。 ③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④原則として、有価証券先物取引等を行いません。 ⑤原則として、有価証券の貸付は行いません。
主な投資対象		ニッポンコムジスト・ヨーロッパ マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限		①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑥同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ⑧外国為替予約取引は約款の範囲で行います。 ⑨一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配時期及び方法		毎決算時（原則として12月30日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。 ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
ファンドに係る費用		

信託報酬	年率0.90%（税抜き） ＜委託会社＞年0.57%、＜販売会社＞年0.28%、＜受託会社＞年0.05%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	なし
その他	
投資運用会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限
決算日	原則として、12月30日

＜指定投資信託証券の概要＞

種類・項目	コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95 （適格機関投資家限定）
運用の基本方針	
基本方針	①コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主として新興国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。 ②親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。 ③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④原則として、有価証券先物取引等を行いません。 ⑤原則として、有価証券の貸付を行いません。
主な投資対象	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑥同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ⑧外国為替予約取引は約款の範囲で行います。 ⑨一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配時期及び方法	毎決算時（原則として12月30日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。 ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
ファンドに係る費用	

信託報酬	年率0.95%（税抜き） ＜委託会社＞年0.60%、＜販売会社＞年0.3%、＜受託会社＞年0.05%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	なし
その他	
投資運用会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限
決算日	原則として、12月30日

＜指定投資信託証券の概要＞

ファンド名	ピクテ・ゴールド 為替ヘッジ付き（スイス籍 オープンエンド型投資信託）
設定日	2017年9月25日
運用の基本方針	
基本方針	スイス籍のオープンエンド型投資信託。金価格に連動する投資成果を目指す。資産の85%以上を様々な重量の基準金地金に投資する。
投資対象	主に基準金地金
投資方針	資産の85%以上を様々な重量の基準金地金に投資する。金に投資するETFに最大15%まで投資可能。原則として為替ヘッジを行い、為替リスクを低減する。
収益分配	なし
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率0.2%
パフォーマンス・フィー	なし
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	①アドミニストレーションフィー：0.11% ②カストディアンフィー：0.08% ③その他、ファンドの事務処理等に要する費用等
その他	
運用会社	Pictet Asset Management SA（スイス）
受託会社	Banque Pictet & Cie SA
事務管理会社	FundPartner Solutions (Europe) SA（ルクセンブルグ）
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年9月30日

＜指定投資信託証券の概要＞

商 品 分 類	追加型投信／内外／株式／適格機関投資家限定
フ ァ ン ド 名	コムジェスト世界株式ファンド（適格機関投資家限定）
設 定 日	2020年2月13日
信 託 期 間	無期限
決 算 日	原則として、12月30日
償 還 条 項	委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、または受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

クローズド期間	なし
当初設定額	100億円を上限とします。
追加信託限度額	1,000億円を限度とします。
投資対象	コムジェスト世界株式マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	①コムジェスト・エス・エー社に世界中の企業が発行する株式等の運用指図権限を委託している親投資信託受益証券への投資を通して、主としてわが国および新興国を含む世界中の企業が発行する上場株式等に投資し、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。 ②親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 ③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④原則として、有価証券先物取引等を行いません。 ⑤原則として、有価証券の貸付を行いません。 ⑥ただし、資金動向・市況動向等の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑥同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ⑧外国為替予約取引は約款の範囲で行います。 ⑨一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

収益分配時期および 分 配 方 法	毎決算時（原則として12月30日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないこともあります。 ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信 託 報 酬	総額：0.88%（消費税抜き） 配分（税抜）： <委託会社>年0.57%、<販売会社>年0.28%、<受託会社>年0.03%
申 込 方 法	原則として販売会社にて受付けます。
申 込 期 間	当初申込期間：2020年2月12日から2020年2月12日 継続申込期間：2020年2月13日以降
申 込 単 位 ・ 価 格	当初申込期間中の販売価額は、1口＝1円とします。 継続申込期間中の販売価額は買付申込日の翌営業日の基準価額とします。 最低投資単位は、10,000円以上1円単位とします。 買付代金の受渡しは原則として申込日から起算して3営業日目とします。 午後3時までに申込みを受付けたものをその日の申込分とします。ただし、ユーロネクスト・パリ、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行およびダブリンの銀行の休業日には、受付けは行いません。
販 売 手 数 料	なし
一部解約について	原則として販売会社にて受付けます。 1口を最低単位として、販売会社が定めるものとします。 申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 午後3時までに申込を受付けたものをその日の申込分とします。ただし、ユーロネクスト・パリ、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行およびダブリンの休業日には、受付けは行いません。 当ファンドは買取りを行いません。 一部解約金の受渡しは原則として申込日から起算して6営業日目とします。
信託財産留保金	なし
運 用 報 告 書	作成しません。
フ ァ ン ド 監 査	あり
販 売 会 社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
受 託 銀 行	野村信託銀行株式会社

<指定投資信託証券の概要>

商品分類	追加型投信/海外/株式
ファンド名	エピック UCITS－ネクスト・ジェネレーション・グローバル・ボンド・ファンド UI（ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託）
設定日	2017年6月2日
運用の基本方針	
基本方針	グローバルな債券投資を通じて、リスクリワードが良く、相対的に高いリターンを投資家へ提供する。
投資対象	ファンドマネジャーによって割安と評価されたグローバル債券を投資対象とする。投資にあたって次のような投資規制がある： ・投資適格でない債券は純資産の20%を超えることは出来ない。 ・債券先物、オプション、通貨先物は投機或いはヘッジで使用されることもある。 ・債権担保証券（ABS）、不動産担保証券（MBS）は組入れない。 ・キャッシュ比率は20%を限度とするも、投資家の利益と判断されれば一時的に超えることもある、など。
投資方針	対外純資産を重視し、独自で開発した投資プロセスや評価基準システムにより国別のアセットアロケーションを決め、その中で割安放置されている債券へ投資を行う。
収益分配	なし
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率0.6%（マネジメントフィー：最大年率0.35%、最低EUR55千）
パフォーマンス・フィー	なし
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	購入時上限3%、預託銀行手数料年率0.1%など
その他	
運用会社	EPIC Markets (UK) LLP
受託会社	Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.
事務管理会社	Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日

<指定投資信託証券の概要>

商品分類	追加型投信/海外/株式
ファンド名	ストーンヘイジ・フレミング グローバル・ベスト・アイディア・エクイティ・ファンド（アイルランド籍オープンエンド型投資信託）
設定日	2013年8月16日
運用の基本方針	
基本方針	経営陣の資質、強いバランスシートとフリーキャッシュフローの潤沢さ、毎年配当額の増額が可能なことなどを重視したファンダメンタルズ分析のボトムアップアプローチにより、世界中から厳選した株式への集中投資を行う。特にエマージング市場へもビジネス基盤のあるグローバル企業（時価総額の20億米ドル以上）が中心となる。
投資対象	世界中の上場している株式及び株式関連証券。
投資方針	徹底したファンダメンタル調査により、世界中の最も競争力の高く、優位性のもった永続的に成長可能なビジネスへの投資を行う。厳選した20～30銘柄の集中投資を行う。
収益分配	なし
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率1.25%
パフォーマンス・フィー	なし
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	Administration Fee 0.06% その他諸費用0.03%
その他	
運用会社	Stonehage Fleming Investment Management Limited
受託会社	Northern Trust Fiduciary Services (Ireland) Limited
事務管理会社	Northern Trust International Fund Administration Services (Ireland) Limited
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日

＜指定投資信託証券の概要＞

商品分類	追加型投信/海外/株式
ファンド名	モーラント・ライト・フジ・イールド・ファンド（アイルランド籍オープンエンド型投資信託）
設定日	2014年11月4日
運用の基本方針	
基本方針	日本の上場企業に対する徹底した分析を行い、ボトムアップアプローチによる長期投資を行う。特に株式配当を重視し、その収益はファンドへ積み上げられる方式をとる。
投資対象	日本の上場株式
投資方針	徹底した企業分析（ボトムアップ・アプローチ）により、その企業のバランスシート、PBRなどをもとに独自のスクリーニングを行い、今後成長が見込める一方で割安な高配当銘柄約50社程度への分散投資を行う。
収益分配	なし
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率1.00%
パフォーマンス・フィー	なし
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	Administration Charge 0.12% Depositary Fee 0.03%など
その他	
運用会社	Morant Wright Management Limited
受託会社	Link Fund Administrators (Ireland) Limited
事務管理会社	Waystone Fund Administrators (IE) Limited
信託期間	無期限
決算日	毎年10月31日

＜指定投資信託証券の概要＞

商品分類	追加型投信/海外/株式
ファンド名	2Xideas UCITS-グローバル・ミッドキャップ・ライブラリー・ファンド（ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託）
設定日	2018年4月30日
運用の基本方針	
基本方針	最先端のテクノロジーと人的な調査分析による業界・マーケット分析、個別企業分析に基づき、中型株式且つ長期的に潜在的成長力が非常に高いと分析された約100社への分散投資を行う。ベンチマークであるMSCI ACWIを上回ることを目的とする。
投資対象	世界の上場株式のうち、流動性の高い上場中型（時価総額が20億～300億米ドル）株式。
投資方針	長期高成長（具体的には5～7年で約2倍の利益を生み出す潜在的な成長が見込まれる）中型株式への分散投資を行う。
収益分配	なし
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率1.00%
パフォーマンス・フィー	なし
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	Anti-Dilution Levy 0.10%
その他	
運用会社	2Xideas AG
受託会社	Northern Trust Global Services SE
事務管理会社	Northern Trust Global Services SE
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日

< 指定投資信託証券の概要 >

商品分類	追加型投信/海外/株式
ファンド名	コンウェーブ・トランジション・メタル・ファンド (ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)
設定日	2014年5月23日
運用の基本方針	
基本方針	直接或いは間接的にポートフォリオの資産の3分の2を、ゴールドを除く金属及び採掘産業セクターの株式及びその他金融商品に投資し、長期的な資産価値の向上を目指す。
投資対象	金属産業の事業会社を主とし、採掘・生産・加工や金属を主に貿易する会社も含まれる。 株式や株式関連証券に限らず、世界中で発行された固定・変動金利債券や転換社債・ワラント債に関しても3分の1を上限に投資することも可能とする。
投資方針	金属（ゴールドを除く）及び採掘産業へ投資することにより、環境、省エネや新しいテクノロジーの世界的な移行段階の投資機会を捉えようとするもの。
収益分配	なし
ファンドに係る費用	
信託報酬	最大年率1.0%
パフォーマンス・フィー	最大15.0%（ハイウォーターマーク方式）
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	事務手数料 最大0.3%
その他	
運用会社	KONWAVE LTD.
受託会社	State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch
事務管理会社	State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch
信託期間	無期限
決算日	毎年6月30日

<指定投資信託証券の概要>

商品分類	追加型投信/海外/株式
ファンド名	トリゴン・ニュー・ヨーロッパ・ファンド クラスD (ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)
設定日	2002年4月10日
運用の基本方針	
基本方針	東ヨーロッパを中心とした国々（除く、ロシア）への株式投資を通じて長期的な資産価値の向上を目指す。
投資対象	2004年以降にEU加盟、及び今後EU加盟が期待される国（エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、クロアチア、ルーマニア、ブルガリア、マケドニア、アルバニア、ボスニア、ヘルツェゴビナ、セルビア、モンテネグロ、トルコ、コソボ）、ジョージア、及びロシアを除く、MSCIエマージング・マーケット・インデックス、MSCIフロンティア・マーケット・インデックスに属するすべての国の株式（最低90%）を投資対象とする。
投資方針	欧州の先進諸国に比べ2倍以上の潜在成長力があると期待されるエマージング・ヨーロッパにおける長年の経験、独自の情報網、マクロ経済・企業分析を基にボトムアップアプローチによる株式投資のアクティブ運用を行う。
収益分配	なし
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率1.50%
パフォーマンス・フィー	なし
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	マネジメント・フィー 最大年0.0975%
その他	
運用会社	IPConcept (Luxembourg) S.A.
受託会社	DZ PRIVATBANK S.A.
事務管理会社	DZ PRIVATBANK S.A.
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日

＜指定投資信託証券の概要＞

商品分類	追加型投信/海外/株式
ファンド名	メモノン・ファンドーメモノン・ヨーロッパ・ファンド (ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)
設定日	2011年2月1日
運用の基本方針	
基本方針	欧州域内に主要な事業がある上場株式或いは関連証券への投資を通じて長期的な資産価値の向上を目指す。
投資対象	EU又は欧州経済領域（EEA）に登録されている企業の株式或いは関連証券へ資産の75%以上投資する。
投資方針	欧州在籍の700社の中から独自の企業価値モデルにて市場を上回るアルファが見込める20～30社へ分散・厳選の上、集中投資を行うロングオンリーファンド。
収益分配	なし
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率1.25%
パフォーマンス・フィー	15%（ハードル・レート方式）
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	なし
その他	
運用会社	Zadig Asset Management LLP
受託会社	Pictet & Cie (Europe) S.A.
事務管理会社	FundPartner Solutions (Europe) S.A
信託期間	無期限
決算日	毎年2月末日

< 指定投資信託証券の概要 >

商品分類	追加型投信/国内/株式
ファンド名	シンプレクス中計ファンド（ロング）（適格機関投資家専用）
設定日	2019年3月12日
運用の基本方針	
基本方針	信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行なうことを基本とします。
投資対象	シンプレクス中計マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	① 主に、マザーファンドの受益証券への投資を通じて、国内の上場株式において、中期経営計画を実施している銘柄を中心に投資を行います。 ② 信用取引による売建てを行うことがあります。 ③ 株式の実質投資割合は原則として、信託財産の50%超を基本とします。 ④ 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産の50%以下を基本とします。 ⑤ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	① マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への投資割合は制限を設けません。 ③ 外貨建資産への投資は行いません。 ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
収益分配	毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ・収益分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、収益分配対象額が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。 ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率1.144%（税抜1.04%） （税抜：委託会社 年1.00% 販売会社 年0.01% 受託会社 年0.03%）
パフォーマンス・フィー	11.00%（税抜10.00%）（ハイ・ウォーター・マーク方式）
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	組入有価証券やデリバティブ取引等の売買の際に発生する売買委託手数料、受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。 信託の計理およびその付随する業務、法定書類の作成・交付に要する費用（これらの業務を外部に委託する場合も含みます。）、および信託の監査人および法律顧問等に対する報酬や費用等も信託財産中から支弁されます。
その他	
委託会社	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第341号 加入協会：一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第649号
信託期間	無期限
決算日	毎年8月5日

＜指定投資信託証券の概要＞

商品分類	追加型投信/海外/株式
ファンド名	ニッポン・グロース（UCITS）ファンド （アイルランド籍オープンエンド型投資信託）
設定日	2013年5月21日
運用の基本方針	
基本方針	経済状況の変化に応じて、アクティブにセクターアロケーションと銘柄選択を行い、長期的な資産価値の向上を目指す。
投資対象	東京・大阪に上場されている日本企業の株式や、優先株、ワラント、転換社債などの株式関連証券に主に投資を行う。 全資産の最低51%以上は上場株式への投資を行い、ワラント投資は全資産の10%を超えない上で、全資産の最低2/3は、日本での創業か、殆どの資産を日本に保有しているか、営業利益の大部分が日本での活動に由来している企業の証券に常に投資を行う。
投資方針	TOPIX（インデックス）をベンチマークとするも、経済状況の変化に応じてセクターアロケーションや銘柄選択をアクティブに行い、ファンドマネジャーの裁量により、インデックスに採用されていない銘柄を選択することも出来る。また必要に応じて、キャッシュ、或いは短期固定・変動円建て国債へ大きく投資することも出来る。
収益分配	なし
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率1.0%
パフォーマンス・フィー	10%（ハイウォーターマーク方式とハードル・レート方式）
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	諸経費、等
その他	
運用会社	E.I. Sturdza Strategic Management Limited
受託会社	CACEIS Bank, Ireland Branch
事務管理会社	CACEIS Ireland Limited
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日

＜指定投資信託証券の概要＞

商品分類	追加型投信/海外/株式
ファンド名	ルーメン・ベトナム・ファンド (リヒテンシュタイン籍オープンエンド型投資信託)
設定日	2018年4月20日
運用の基本方針	
基本方針	ベトナム株式またはベトナムに主要な事業を有する、またはベトナム国内に独占的な持ち分を持つ持株会社への上場株式投資を通じて長期的な資産価値の向上を目指す。
投資対象	少なくとも51%は常に、ベトナム株式またはベトナムに主要な事業を有する、またはベトナム国内に独占的な持ち分を持つ持株会社の上場株式を投資対象とするなどベトナム関連の株式へ投資を行う。一方、最大49%まで最長12か月の期間、預金へ預け入れることが出来る。
投資方針	東南アジアで最も成長が著しい国の一つであるベトナムの株式市場へ、40年以上にわたる運用投資経験をもとにマクロ経済・企業分析を行いながらアクティブ運用を行う。
収益分配	なし
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率1.50%
パフォーマンス・フィー	なし
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	事務手数料 最大年率0.2%又は年CHF40,000+CHF5000 (unit class毎) 最大預託手数料 年率0.22%、その他外部委託手数料など。
その他	
運用会社	AQUIS Capital AG
受託会社	Neue Bank AG
事務管理会社	Neue Bank AG
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日

＜指定投資信託証券の概要＞

商品分類	追加型投信/海外/株式
ファンド名	チカラ・インディアン・サブコンティネント・ファンド (アイルランド籍オープンエンド型投資信託)
設定日	2018年11月20日
運用の基本方針	
基本方針	インドおよびその周辺国（パキスタン、スリランカ、バングラディッシュ、ネパール、ブータン及びミャンマー）に登記或いは主要な事業を有する上場企業50社程度以下への集中投資（ロング・オンリー）を通じて長期的な資産価値の向上を目指す。
投資対象	インドおよびその周辺国（パキスタン、スリランカ、バングラディッシュ、ネパール、ブータン）及びミャンマーに登記或いは主要な事業を有する上場企業で、地域内に所在する企業の株式。 総資産の10%を上限としてETFへ投資することも可とする。
投資方針	経営者面談などを含む企業分析を行った上で、割安で、健全なバランスシート、マーケット比平均以上のROEや利益成長率を有しているとファンドマネージャーが判断した企業への投資・運用に注力する。
収益分配	なし
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率0.75%
パフォーマンス・フィー	ベンチマーク（MSCI India Net Total Return USD Index）超過分の10%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	事務手数料 最大年率0.12%、その他預託手数料など。
その他	
運用会社	Chikara Investments LLP
受託会社	Northern Trust Fiduciary Services (Ireland) Limited
事務管理会社	Northern Trust International Fund Administration Services (Ireland) Limited
信託期間	無期限
決算日	毎年11月30日

＜指定投資信託証券の概要＞

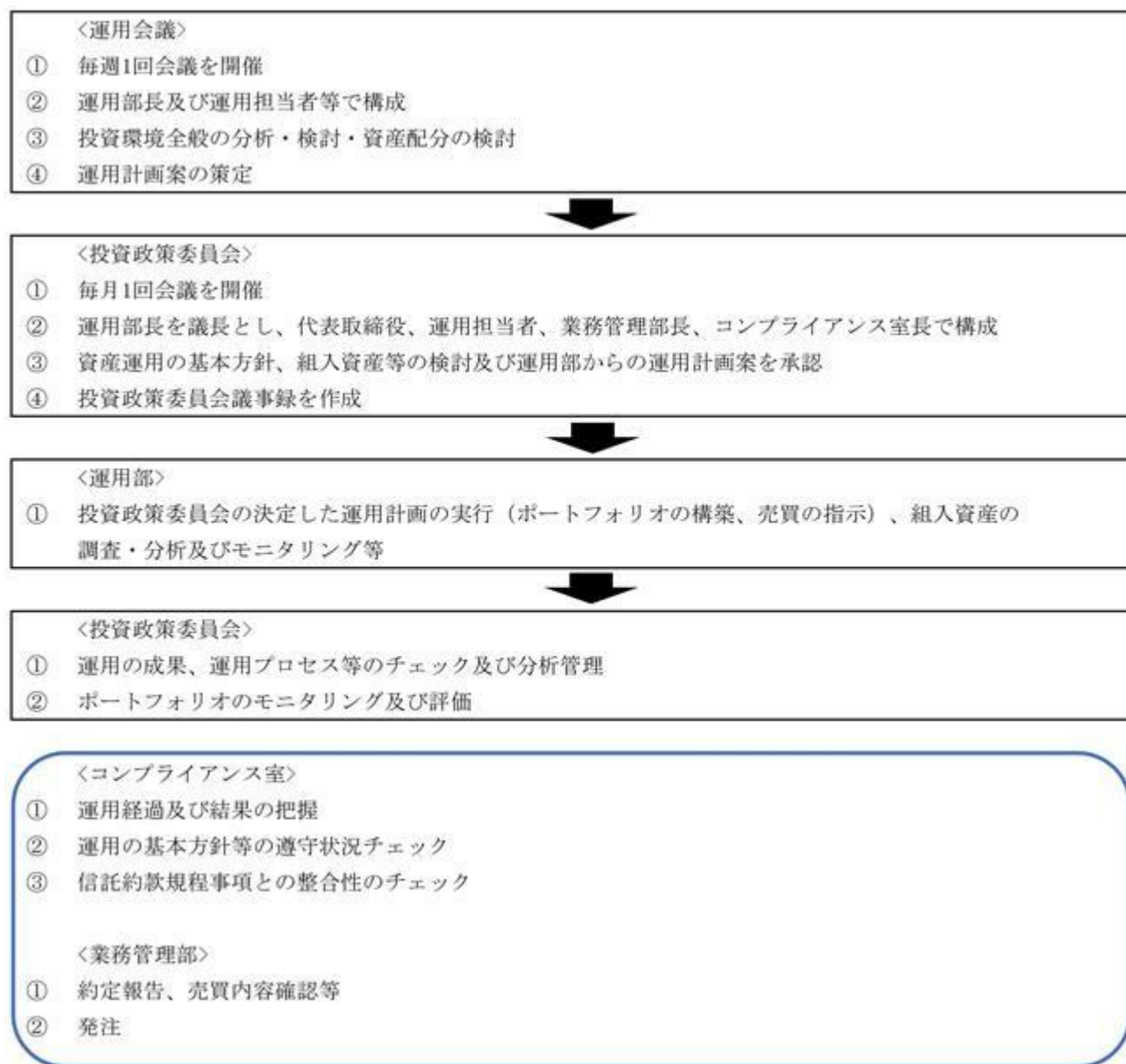
商品分類	追加型投信/海外/株式
ファンド名	コンウェーブ・ゴールド・エクイティ・ファンド (ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)
設定日	2013年12月27日
運用の基本方針	
基本方針	直接或いは間接的にポートフォリオの資産の最低3分の2を、ゴールドの採掘産業セクターなどの株式及びその他金融商品に投資し、長期的な資産価値の向上を目指す。
投資対象	ゴールド産業の採掘・生産・加工やゴールドを主に貿易する会社の、株式やワラント、株式関連証券、固定・変動利付債券、転換社債などを投資対象とする。
投資方針	長年のゴールドセクター企業への投資経験と、独自のファンダメンタル分析による同産業（採掘・生産・加工・貿易会社）の割安企業へ投資することにより長期投資機会を捉えようとするもの。
収益分配	なし
ファンドに係る費用	
信託報酬	最大年率1.0%
パフォーマンス・フィー	10.0%（ハイウォーターマーク方式とハードル・レート方式）
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	事務手数料 最大0.3%
その他	
運用会社	KONWAVE LTD.
受託会社	State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch
事務管理会社	State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch
信託期間	無期限
決算日	毎年6月30日

<指定投資信託証券の概要>

商品分類	追加型投信/海外/株式
ファンド名	トリゴン・ニュー・ヨーロッパ・ファンド クラスC (ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)
設定日	2002年4月10日
運用の基本方針	
基本方針	東ヨーロッパを中心とした国々（除く、ロシア）への株式投資を通じて長期的な資産価値の向上を目指す。
投資対象	2004年以降にEU加盟、及び今後EU加盟が期待される国（エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、クロアチア、ルーマニア、ブルガリア、マケドニア、アルバニア、ボスニア、ヘルツェゴビナ、セルビア、モンテネグロ、トルコ、コソボ）、ジョージア、及びロシアを除く、MSCIエマージング・マーケット・インデックス、MSCIフロンティア・マーケット・インデックスに属するすべての国の株式（最低90%）を投資対象とする。
投資方針	欧州の先進諸国に比べ2倍以上の潜在成長力があると期待されるエマージング・ヨーロッパにおける長年の経験、独自の情報網、マクロ経済・企業分析を基にボトムアップアプローチによる株式投資のアクティブ運用を行う。
収益分配	なし
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率1.00%
パフォーマンス・フィー	なし
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	マネジメント・フィー 最大年0.0975%
その他	
運用会社	IPConcept (Luxembourg) S.A.
受託会社	DZ PRIVATBANK S.A.
事務管理会社	DZ PRIVATBANK S.A.
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



＊運用体制は2025 年 7 月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

＊当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、「内部者取引の管理等に関する規則」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の社内諸規則を設けております。また、「運用規程」、「ファンドマネージャー規程」を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めております。

（４）【分配方針】

a. 収益分配方針

当ファンドは、毎決算時に原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

①分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。但し、分配対象額が少額の場合等の理由により分配を行わないことがあります。

③留保益の運用方針

収益分配にあてなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

b. 当ファンドは分配金再投資専用です。収益分配金は所得税、復興特別所得税及び地方税を控除した金額を、ファンドの受益権の取得申込金として、受益者（委託会社の指定する第一種金商品取引業者及び登録金融機関を含みます。）毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。

※収益分配金を再投資する場合は、販売手数料はかかりません。

<分配金に関する留意点>

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンド購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（５）【投資制限】

- ①投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合には制限を設けません。
- ②同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。但し、信託約款又は規約等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券については制限を設けません。
- ③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④株式への直接投資は行いません。
- ⑤デリバティブ取引の直接利用は行いません。なお、親投資信託が投資対象とする投資信託証券を通じたデリバティブ取引および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

- ⑥親投資信託の組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

3【投資リスク】

投資リスク

当ファンドは、親投資信託を通じて株式などに投資する投資信託証券に投資しますので、基準価額はそれら組入株式等の値動きにより変動します。また、外貨建資産に投資する場合、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により基準価額は変動します。従って、投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、全て投資家の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

主なリスクは以下の通りですが、当ファンドに係る全てのリスクを完全には網羅しておりませんので、ご留意下さい。

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、親投資信託を通じて、間接的に株式等へ投資します。株価は、国内外の政治・経済情勢、株式等の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また短期間に大幅に変動することがあります。一般に、新興国の株式等は先進国に比べて価格変動が大きくなる傾向があります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落し、損失を被る場合があります。

(2) 為替変動リスク

世界各国の通貨建有価証券等に投資する場合、円貨ベースの資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。為替レートは、一般に当該国・地域の政治、経済及び社会情勢等の変化により変動します。従って、これらの影響を受け、基準価額が変動する可能性があります。

(3) カントリー・リスク

外国証券への投資には、当該国・地域の政治、経済及び社会情勢等の変化により混乱が生じた場合には、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。その場合に基準価額は下落し、損失を被る場合があります。

(4) 信用リスク

間接的に投資する株式について、発行者の経営、財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は、価格下落の要因のひとつであり、それにより基準価額が下落することがあります。

(5) 流動性リスク

市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、組入有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

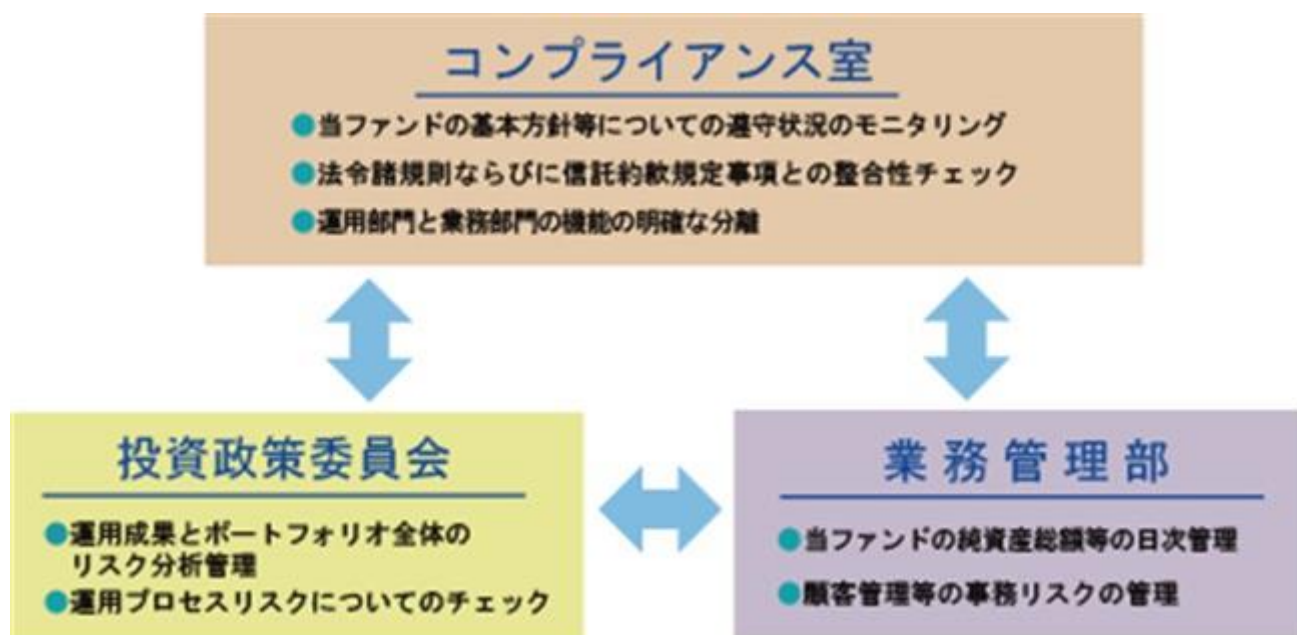
(6) 大量解約に伴うファンドの資産売却によるリスク

一時に相当金額の解約申込があった場合、資金手当てのために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、当該保有資産を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、結果として基準価額が下落する場合があります。

(7) その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険機構、貯金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・当ファンドは、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。また、委託者は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

投資リスクのリスク管理体制



※リスク管理体制は、2025 年 7 月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

<参考情報>

該当事項はありません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込金額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率*を乗じて得た額とします。

購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

*当該手数料率は、販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ①換金（解約）手数料
ありません。（無手数料）

②信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の100の率に消費税等に相当する金額を加算した金額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社及び受託会社の間の配分は次の通りとなります。

信託報酬の総額	委託会社	販売会社	受託会社
年率1.1% (税抜1.0%)	年率0.627% (税抜0.57%)	年率0.440% (税抜0.40%)	年率0.033% (税抜0.03%)

- ・ 信託報酬は、毎計算期間の3ヵ月毎の終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）及び毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。
- ・ 信託報酬に対する消費税等に相当する金額の費用を信託財産は負担します。
- ・ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用及び信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額は、委託者が信託財産から収受する信託報酬より支弁します。

※税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。

※この他に親投資信託が投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

※なお、ファンドの信託報酬等に親投資信託が投資対象とする指定投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率等について試算した概算値は、年 1.75%±0.5%です。但し、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、親投資信託の実際の指定投資信託証券の組入状況等によっては変動します。

※ETF等については、ファンド毎に管理報酬が異なるため、想定される組入れファンドの平均値を用いています。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産で間接的に負担する費用・税金

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等、ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料及び売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額の費用は、信託財産が支弁します。

（参考）親投資信託に係る費用

- ・ 組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・ 信託事務の処理に要する諸費用
- ・ 信託財産に関する租税
- ・ 外貨建資産の保管に要する費用 など

※手数料の合計金額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

＜手数料等に関する照会先(委託会社)＞

名 称	株式会社パリミキアセットマネジメント
電話番号	(本社) 03-6682-2868
お問い合わせの 受付時間	午前9時～午後5時 定休日：土曜日・日曜日・祝日並びに年末年始
ホームページ	https://pmam.co.jp/

(5) 【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

① 個人の受益者の場合

a. 収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、以下の（表1）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

b. 一部解約金・償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の譲渡益（解約価額又は償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、以下の（表1）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

税率は、以下の各期間について次のとおりです。なお、所得税については、2037年12月31日まで基準所得税に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

（表1）

期 間	税 率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%および地方税5%）

※当ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの成長投資枠（特定非課税管理勘定）の対象となっておりますが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

※NISA（少額投資非課税制度）をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

c. 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益及び上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま
す。）から差し引くこと（損益通算）並びに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算が
できます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行
うことが可能です（申告不要）。

② 法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金及び一部解約金・償還金の個別元本超過
額については以下の（表2）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配
金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

税率は、以下の各期間について次のとおりです。なお、所得税については、2037年12
月31日まで基準所得税に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

（表2）

期 間	税 率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

③ 個別元本について

- a. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び
当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本
（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追
加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社
毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一
ファンドの受益権を取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合が
あります。
- d. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元
本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本
となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「④ 収益分配金の課税
について」をご参照下さい。）

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱
いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部
分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

但し、課税対象となる分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）に関しては非課税扱いとなります。

※税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

該当事項はありません。

＜運用実績＞

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1) 申込締切時間

原則として販売会社の各営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。

また、委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

2) 申込みの受付場所

申込期間中、販売会社にて申し込みを取扱います。販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<照会先(委託会社)>

株式会社パリミキアセットマネジメント	
電話番号	(本社) 03-6682-2868
営業時間	午前9時～午後5時
定休日	土曜日、日曜日、祝日並びに年末年始
ホームページ	https://pmam.co.jp/

3) 申込価額

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）とします。

4) 申込単位

販売会社が個別に定める申込単位とします。販売会社によって異なりますので、詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

※収益分配金を再投資する場合は1円単位とします。

5) 申込手数料

申込金額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率*を乗じて得た額とします。

購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

*当該手数料率は、販売会社にお問い合わせください。

6) ファンドの申込（販売）手続きについてご不明な点がある場合には、販売会社または下記の照会先までお問合わせ下さい。

<照会先(委託会社)>

名 称	株式会社パリミキアセットマネジメント
電話番号	(本社) 03-6682-2868
お問い合わせの 受付時間	午前9時～午後5時 定休日：土曜日・日曜日・祝日並びに年末年始
ホームページ	https://pmam.co.jp/

- ※ 受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時に又はあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関との振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項を振替機関へ通知します。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関への当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1) 換金の申込

当ファンドは、原則としてファンドの設定日以降、販売会社の各営業日のいつでも換金することができます。

2) 申込締切時間

原則として販売会社の各営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。

3) 換金の請求単位

受益者は、販売会社が個別に定める解約単位をもって、一部解約の実行を請求をすることができます。ただし、『金額指定』による一部解約において、計算時に当該受益権が請求金額に満たない場合には、自動的に『全額換金』として処理されます。

4) 解約価額

一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の翌々営業日の基準価額とします。

5) 信託財産留保額

ありません。

6) 受渡方法

一部解約金は原則として、解約の実行の請求を受付けた日から起算して6営業日目から、販売会社の本・支店等にてお支払いいたします。

7) 解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。また、当ファンドの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に、1万口当たりの価額で掲載されます。

8) 途中解約の請求の受付を中止する特別な場合

(ア)金融商品取引所における取引停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で途中解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受付けた途中解約の実行の請求の受付を取消することができます。

(イ)途中解約が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中解約請求を撤回できます。但し、受益者がその途中解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、途中解約中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中解約の実行の請求を受付たものとして取り扱うこととします。

9) 問い合わせ先

当ファンドの解約手続き等についてご不明な点がございましたら、販売会社までお問い合わせください。販売会社につきましては、以下の照会先までお問い合わせください。

<照会先(委託会社)>

名 称	株式会社パリミキアセットマネジメント
電話番号	(本社) 03-6682-2868
お問い合わせの 受付時間	午前9時～午後5時 定休日：土曜日・日曜日・祝日並びに年末年始
ホームページ	https://pmam.co.jp/

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券、及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

b. 有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
親投資信託受益証券	原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

※親投資信託受益証券に属する資産の評価方法は次のとおりです。

国内外の投資信託証券：原則として、基準価額計算日に知りうる直近の金融商品取引所の最終相場で評価します。

外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

外国為替取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により円換算します。

- c. 基準価額（受益権1口当たりの純資産価額を表示したもの）は、原則として、委託会社で毎営業日に計算しております。

当ファンドの基準価額については、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。また、当ファンドの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞に、1万口当たりの価額で掲載されます。

<照会先(委託会社)>

名 称	株式会社パリミキアセットマネジメント
電話番号	(本社) 03-6682-2868
お問い合わせの 受付時間	午前9時～午後5時 定休日：土曜日・日曜日・祝日並びに年末年始
ホームページ	https://pmam.co.jp/

(2) 【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります。委託会社は受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は無期限です。

但し、下記「(5)【その他】 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4) 【計算期間】

計算期間は、原則として毎年 2 月 26 日から翌年 2 月 25 日までとします。なお、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。但し、最終計算期間の終了日は、下記「(5)【その他】 a. 信託の終了」による解約の日までとします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了

イ. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、一部解約により純資産総額が10億円を下回ることとなったとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ. 委託会社は、上記イ. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ハ. 上記ロ. の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本ハ. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ. 上記ロ. の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ホ. 上記ロ. からニ. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ロ. からニ. までに規定するこの信託契約の解約を行うことが困難な場合には適用しません。
- ヘ. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ト. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。但し、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「b. 信託約款の変更ロ.」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- チ. 下記「e. 受託会社の辞任に伴う取扱いロ.」に該当することとなったときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 信託約款の変更
- イ. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること又はこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本b. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ. 委託会社は、上記イ. の事項（上記イ. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ハ. 上記ロ. の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本ハ. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ. 上記ロ. の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

ホ. 書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。

ヘ. 上記ロ.からホ.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ト. 上記イ. からヘ. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

チ. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記イ. からホ. までの規定に従います。

c. 運用状況に係る情報の提供

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により受益者に提供します。

なお、上記にかかわらず、委託者は受益者から上記に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとしします。

d. 信託財産に関する報告

受託会社は、毎決算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときは最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

e. 受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は上記b. の規定に従い、新受託会社を選任します。

ロ. 委託会社が新受託会社を選任することができないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

f. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://pmam.co.jp/>

但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、所定の事務を委託します。

h. 委託会社の事業譲渡及び承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

i. 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

a. 収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて委託会社が支払いを決定した収益分配金を請求する権利を有します。当ファンドは、分配金再投資専用ファンドですので、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社により、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

b. 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）の翌営業日以降）から受益者に支払います。償還金の支払いは、委託会社又は委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。但し、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

c. 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1円単位の『金額指定』又は『全額換金』の指示をもって一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

d. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

e. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

f. 受益者集会

受益者集会は開催しません。従って、その議決権等は存在しません。

第3【ファンドの経理状況】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。但し、上記①の振替機関等が振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。但し、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社又は販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定による他、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2025年7月末日現在）

a. 資本金の額

資本金	100,000千円
-----	-----------

発行する株式総数	600,000株
----------	----------

（内訳）

甲種類株式	500,000株
-------	----------

乙種類株式	320,000株
-------	----------

発行済株式総数	426,640株
---------	----------

（内訳）

甲種類株式	274,918株
-------	----------

乙種類株式	151,722株
-------	----------

（注）種類株式の内容は次の通りであります。

乙種類株式は議決権を有しません。

※最近5年間の資本金の変動

該当事項はありません。

b. 会社の機構

①経営体制

取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任又は他の在任取締役の任期満了時までとします。

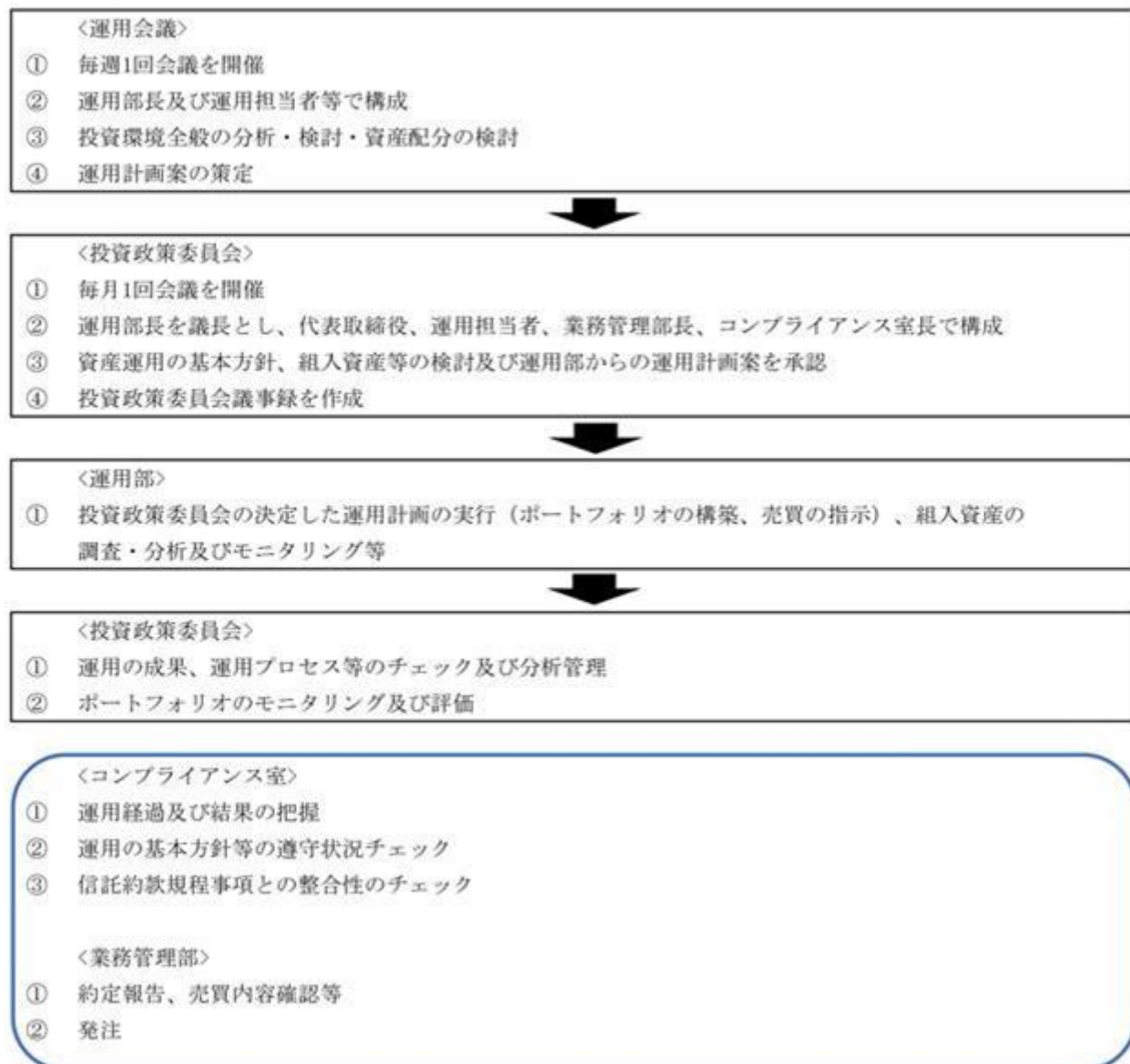
取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を1名以上選定します。また、法令又は定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督します。

②会社の組織図

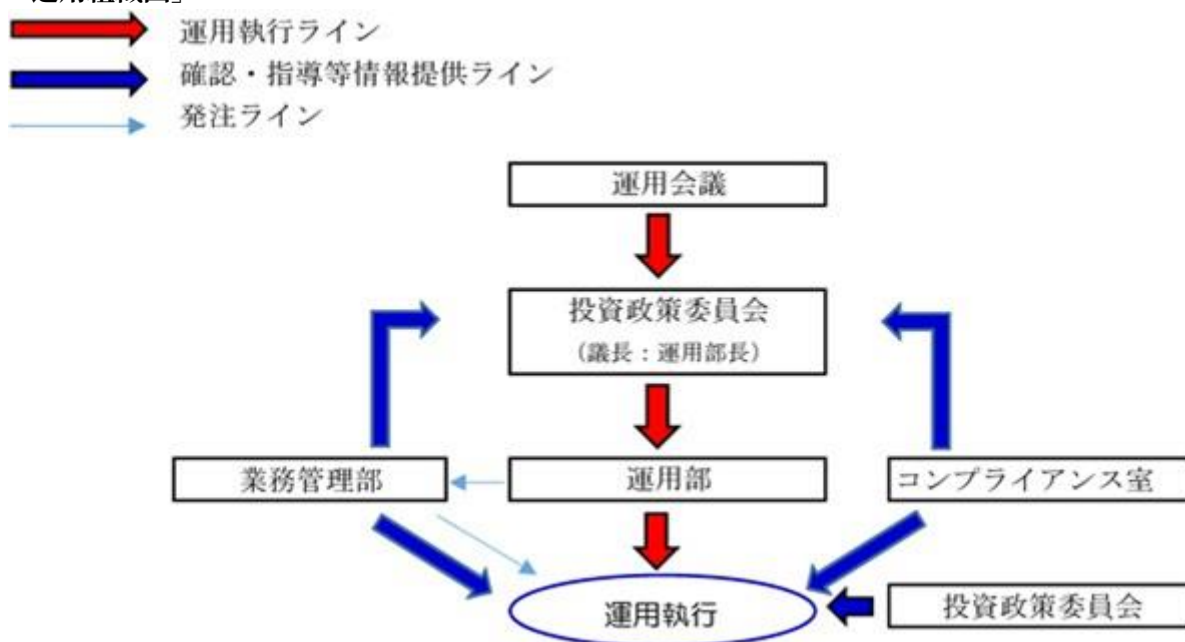


③投資運用の意思決定機構



※上記投資運用の意思決定機構は2025年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

「運用組織図」



※上記運用組織図は、2025年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、「内部者取引の管理等に関する規則」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の社内諸規則を設けております。また、「運用規程」、「ファンドマネージャー規程」を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めております。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）及びその受益権の募集（第二種金融商品取引業）を行っています。

2025年7月末日現在、当社は下記のとおり、投資信託の運用を行っています。

商品分類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	4本	17,198,961,370円

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社である株式会社パリミキアセットマネジメント（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第19期事業年度 (2024年3月31日)	第20期事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	37,916	54,159
直販顧客分別金信託	30,000	25,000
前払費用	3,060	2,004
未収委託者報酬	17,946	15,608
貯蔵品	-	1,132
未収消費税等	1,298	-
未収入金	66	106
未収還付法人税等	0	-
短期差入保証金	1,204	-
流動資産合計	91,493	98,012
固定資産		
有形固定資産 ※1		
建物	3,783	3,510
器具備品	3,980	5,521
有形固定資産合計	7,764	9,032
無形固定資産		
ソフトウェア	8,006	9,799
無形固定資産合計	8,006	9,799
投資その他の資産		
投資有価証券	19,963	20,218
長期前払費用	1,069	794
敷金	9,012	9,012
繰延税金資産	165	-
投資その他の資産合計	30,210	30,025
固定資産合計	45,982	48,856
資産合計	137,475	146,868

負債の部

流動負債

預り金	※2	10,551	14,374
未払金		9,003	8,876
未払法人税等		180	380
未払消費税等		-	4,702
リース債務		278	278
賞与引当金		942	495
役員賞与引当金		601	801
流動負債合計		21,557	29,910

固定負債

リース債務		1,114	812
繰延税金負債		-	4,303
固定負債合計		1,114	5,116

負債合計		22,671	35,026
------	--	--------	--------

純資産の部

株主資本

資本金		100,000	100,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		7,027	4,001
利益剰余金合計		7,027	4,001
株主資本合計		107,027	104,001

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金		7,776	7,840
評価・換算差額等合計		7,776	7,840

純資産合計		114,804	111,842
-------	--	---------	---------

負債・純資産合計		137,475	146,868
----------	--	---------	---------

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第19期事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第20期事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	143,562	170,652
営業収益合計	143,562	170,652
営業費用		
支払手数料	31,485	30,326
広告宣伝費	820	3,779
委託計算費	17,707	22,111
営業雑経費	13,299	16,844
通信費	9,018	11,135
印刷費	2,351	1,872
協会費	786	779
その他	1,142	3,058
営業費用合計	63,312	73,062
一般管理費		
給料	37,493	54,719
役員報酬	13,596	26,946
給料手当	13,945	11,240
賞 与	1,442	6,481
役員賞与	2,704	2,854
法定福利費	4,260	5,900
賞与引当金繰入額	942	495
役員賞与引当金繰入額	601	801
交際費	84	142
旅費交通費	1,078	1,137
租税公課	168	64
不動産賃借料	10,516	9,237
退職給付費用	842	487
減価償却費	1,377	4,011
人材派遣費	6,643	9,208
支払手数料	9,467	7,601
諸経費	13,222	10,900
一般管理費合計	80,894	97,510
営業利益又は営業損失（△）	△645	79
営業外収益		

受取利息	1	35
セミナー収入	247	1,533
雑収入	113	3
営業外収益合計	362	1,572
営業外費用		
雑損失	11	13
営業外費用合計	11	13
経常利益又は経常損失（△）	△294	1,638
特別損失		
社名変更費用	3,358	-
固定資産除却損	496	-
本社移転費用	5,759	-
事故損失賠償金 ※1	1,885	-
特別損失合計	11,499	-
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（△）	△11,793	1,638
法人税、住民税及び事業税	180	385
法人税等調整額	△4,277	4,277
法人税等合計	△4,097	4,663
当期純損失（△）	△7,696	△3,025

（３）【株主資本等変動計算書】

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	-	-	22,133	22,133	△ 7,410	114,723
当期変動額							
当期純損失（△）				△7,696	△7,696		△ 7,696
自己株式の消却		△ 7,410	△ 7,410			7,410	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		7,410	7,410	△7,410	△7,410		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	△15,106	△15,106	7,410	△ 7,696
当期末残高	100,000	-	-	7,027	7,027	-	107,027

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	5,348	5,348	120,072
当期変動額			
当期純損失（△）			△ 7,696
自己株式の消却			-
利益剰余金から資本剰余金への振替			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,428	2,428	2,428
当期変動額合計	2,428	2,428	△ 5,268
当期末残高	7,776	7,776	114,804

第20期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	7,027	7,027	107,027
当期変動額				
当期純損失（△）		△3,025	△3,025	△3,025
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	△3,025	△3,025	△3,025
当期末残高	100,000	4,001	4,001	104,001

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	7,776	7,776	114,804
当期変動額			
当期純損失（△）			△3,025
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	63	63	63
当期変動額合計	63	63	△2,962
当期末残高	7,840	7,840	111,842

注記事項

（重要な会計方針）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2.棚卸資産の評価基準及び評価方法	貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
3.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定率法により償却しております。ただし、建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 8～15年 器具備品 4～15年 (2)無形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づき償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 (4)長期前払費用 均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
4.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
5.収益及び費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬を稼得しており、これには成功報酬が含まれている場合があります。 1.定率報酬 委託者報酬のうち定率報酬は、当社が運用するファンドに係る信託報酬で、投資信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって年4回もしくは年2回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 2.成功報酬 委託者報酬のうち成功報酬は、対象となる投資信託の過去の日々の基準価額の最高額をハイウォーターマークとし、日々基準価額がこれを上回った場合のみ、その差額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（重要な会計上の見積り）

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	第19期事業年度 (2024年3月31日)	第20期事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産	165	-
繰延税金負債	-	4,303

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上する方針としております。なお、この見積りの結果は「税効果会計関係」の注記に記載のとおりであります。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（表示方法の変更）

（損益計算書関係）

前事業年度において「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示していたセミナー会費は、金額的重要性が増したため、当事業年度より「セミナー収入」として独立掲記することとしております。この表示方法を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の損益計算書において「営業外収益」の「雑収入」361千円は「セミナー収入」247千円、「雑収入」113千円として組み替えております。

（貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	第19期事業年度 (2024年3月31日)	第20期事業年度 (2025年3月31日)
建物	45千円	318千円
器具備品	3,560千円	4,778千円
リース資産	21千円	274千円

※2 預り金のうち投資信託の直販に伴う顧客からの預り金

	第19期事業年度 (2024年3月31日)	第20期事業年度 (2025年3月31日)
預り金	9,850千円	13,809千円

(損益計算書関係)

第19期事業年度	第20期事業年度
自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
※1 事故損失賠償金 当社の事務処理誤り等により受託資産に 生じた損失を当社が賠償したものでありま す。	-

(株主資本等変動計算書関係)

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数 (株)
甲種類株式	274,918	-	-	274,918
乙種類株式	155,142	-	3,420	151,722
合計	430,060	-	3,420	426,640

(注) 変動事由の概要

乙種類株式の減少の内訳 自己株式の消却 3,420株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数 (株)
甲種類株式	-	-	-	-
乙種類株式	3,420	-	3,420	-
合計	3,420	-	3,420	-

(注) 変動事由の概要

乙種類株式の減少の内訳 自己株式の消却 3,420株

第20期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数 (株)
甲種類株式	274,918	-	-	274,918
乙種類株式	151,722	-	-	151,722
合計	426,640	-	-	426,640

2.自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

＜借主側＞

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

Web会議システム（器具備品）であります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金および自社設定投資信託に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないものと認識しております。投資有価証券は基準価額の変動リスクに晒されております。これら資金運用に係るリスクは、管理部門による継続的なモニタリングにより管理しております。

未払金等の負債は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰り計画の作成などにより当該リスクを管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第19期事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	19,963	19,963	—
資産計	19,963	19,963	—
リース債務	1,392	1,379	△12
負債計	1,392	1,379	△12

(*1)現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

第20期事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	20,218	20,218	—
資産計	20,218	20,218	—
リース債務	1,090	1,067	△23
負債計	1,090	1,067	△23

(*1)現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

(注1)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第19期事業年度（2024年3月31日）

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超(千円)
現金及び預金	37,916	—	—	—
直販顧客分別金信託	30,000	—	—	—
未収委託者報酬	17,946	—	—	—
合計	85,863	—	—	—

第20期事業年度（2025年3月31日）

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超(千円)
現金及び預金	54,159	—	—	—
直販顧客分別金信託	25,000	—	—	—
未収委託者報酬	15,608	—	—	—
合計	94,768	—	—	—

(注2)リース債務の決算日後の返済予定額

第19期事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
(1) リース債務	278	278	278	278	278	—
合 計	278	278	278	278	278	—

第20期事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
(1) リース債務	278	278	278	255	-	-
合 計	278	278	278	255	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

第19期事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	19,963	—	19,963
資産計	—	19,963	—	19,963

第20期事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	20,218	—	20,218
資産計	—	20,218	—	20,218

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第19期事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
リース債務	—	1,379	—	1,379
負債計	—	1,379	—	1,379

第20期事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
リース債務	—	1,067	—	1,067
負債計	—	1,067	—	1,067

(注)時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

当社が保有する投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

第19期事業年度(2024年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,963	8,074	11,889
	小計	19,963	8,074	11,889
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		19,963	8,074	11,889

第20期事業年度(2025年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	20,218	8,074	12,143
	小計	20,218	8,074	12,143
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		20,218	8,074	12,143

2. 売却したその他有価証券

第19期事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

第20期事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対する退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出年金制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、842千円であります。

第20期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対する退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出年金制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、487千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第19期事業年度 (2024年3月31日)	第20期事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(*2)	15,308	13,282
未払金否認額	1,078	397
賞与引当金	326	171
短期差入保証金	699	-
未払事業税	-	10
繰延税金資産小計	17,411	13,861
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(*2)	△12,636	△13,282
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	△397	△579
評価性引当額小計(*1)	△13,033	△13,861
繰延税金資産合計	4,377	-
繰延税金負債		
前払費用	△100	-
その他有価証券評価差額金	△4,112	△4,303
繰延税金負債合計	△4,212	△4,303
繰延税金資産（負債）の純額	165	△4,303

(※1) 評価性引当額が828千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金が増加したためであります。

(※ 2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

第19期事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	2,284	2,501	-	-	-	10,522	15,308
評価性引当額	-	△ 2,114	-	-	-	△ 10,522	△ 12,636
繰延税金資産	2,284	387	-	-	-	-	2,671

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (b) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

第20期事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	2,501	-	-	-	-	10,780	13,282
評価性引当額	△ 2,501	-	-	-	-	△ 10,780	△ 13,282
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第19期事業年度 (2024年3月31日)	第20期事業年度 (2025年3月31日)
税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。	法定実効税率 34.59%
	(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 80.19%
	住民税均等割 10.99%
	繰越欠損金の期限切れ 125.82%
	評価性引当額の増減 34.76%
	その他 △ 1.70%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 284.65%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.44%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

（資産除去債務）

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィス退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、資産除去債務の負債の計上に代えて、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

第20期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。このため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

（単位：千円）

	第19期事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第20期事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
顧客との契約から生じる収益	143,562	170,652
定率報酬	141,875	157,351
成功報酬	1,686	13,300
その他の収益	—	—
営業収益	143,562	170,652

（セグメント情報等）

1.セグメント情報

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第20期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
コドモファンド	96,061	投資運用業
Codomo Global Opportunity Fund	21,170	投資運用業
浪花おふくろファンド	14,631	投資運用業

第20期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
コドモファンド	108,010	投資運用業
Codomo Global Opportunity Fund	32,904	投資運用業

(表示方法の変更)

前事業年度において、外部顧客を主要な顧客の単位としておりましたが、投資信託財産から委託者報酬を得ていることから、当事業年度より投資信託を主要な顧客の単位としております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の表示の組替を行っております。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

第20期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

第20期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

第20期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1.関連当事者との取引

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（1）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	Paris Miki (International) SA	スイス国 ジュネーブ	1,500万 スイスフラン	金融サービス	—	投資戦略等のアドバイザーの兼任	支払手数料	6,000	未払金	1,500

(注)上記の金額のうち、取引金額および期末残高には消費税等が含まれておりません。

第20期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社パリミキホールディングス（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	第19期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第20期事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	269円08銭	262円14銭
1株当たり当期純損失(△)	△18円03銭	△7円09銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注2)1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎

	第19期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第20期事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純損失(△)	△7,696千円	△3,025千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純損失 (△)	△7,696千円	△3,025千円
普通株式の期中平均株式数	426,640株	426,640株
甲種類株式	274,918株	274,918株
乙種類株式	151,722株	151,722株

(注3)甲種類株式及び乙種類株式については、普通株式と同等の取扱をしています。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役もしくは執行役、その他役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令が定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当するものをいいます。以下④及び⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③及び④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

①定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

・2024年6月19日付けで、監査機能を一層強化するために、定款を変更しました。

②取締役の変更

取締役は、株主総会において選任及び解任します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出を行います。また、委託会社の常務に従事する取締役が、他の会社の常務に従事し、あるいは事業を営もうとする場合には、監督官庁の承認が必要となります。

③訴訟事件その他重要事項

2025年7月末日現在、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	3,420億円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

※2025年7月末日現在

(2) 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
Jトラストグローバル証券株式会社	30億円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※2025年9月2日より取扱い開始予定です。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、信託財産の管理・処分、信託財産の計算を行い、分配金、解約金及び償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、所定の事務を委託します。

<再信託受託者の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金：510億円（2025年7月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集及び販売の取扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）及び投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・一時解約金・償還金の支払いに関する事務などを行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴマークや図案、又はファンドの形態などを記載することがあります。
また、金融商品取引法に基づき、投資家の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨を記載することがあります（請求目論見書の場合）。
- (2) 目論見書の表紙裏に「金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項」を記載することがあります。また、有価証券届出書の内容を記載した目論見書（請求目論見書）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができる旨を記載します。
- (3) 目論見書に有価証券届出書本文の主要内容及び有価証券取引に関する約款等を要約し、「目論見書の概要」として冒頭に記載することがあります。
- (4) 本有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の記載内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
また、「第二部 ファンド情報」の情報の一部をグラフ化して目論見書に記載することがあります。
- (5) 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
- (6) 交付目論見書には信託約款の主な内容が含まれていますが、信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- (7) 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (8) 目論見書は、別称として次の名称を使用する場合があります。
「投資信託説明書（交付目論見書）」
「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (9) 目論見書に、下記文言を使用することがあります。
 - ・ファンドへの投資につきましては、下記の点を十分ご理解いただいたうえで、お客様ご自身でご判断下さいますようお願い申し上げます。
 - ・ファンドは、金融機関の預貯金や保険契約とは商品性が異なり、預金保険及び保険契約者保護の対象ではありません。
 - ・弊社の販売するファンドは、主に投資信託証券などの値動きのある証券に投資します。また、外貨建証券を投資対象とする投資信託証券には為替の変動もあります。なお、組入証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、価額が下落し、損失を被ることがあります。
従って、基準価額は変動しますし、購入時の価額を下回ることもあります。
 - ・ファンドに投資することに伴う上記のようなリスクは、お客様のご負担となります。ファンドへの投資による損益も、全てお客様に帰属します。

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

株式会社パリミキアセットマネジメント
取締役会 御中

イ デ ア 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

立 野 晴 朗

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社パリミキアセットマネジメントの2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パリミキアセットマネジメントの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。